

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.5	国土交通省・内閣府	税制優遇	(開始年度) 住宅 : 平成 18 年度 建築物 : 平成 26 年度
------	-----------	------	-------------------------------------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震改修促進税制 (住宅・建築物))
制度の趣旨・背景	住宅・建築物の耐震化を促進するため、一定の住宅・建築物の耐震改修を行った場合に税額の控除・減額等を行う制度です。
制度の内容	<p>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税（所得税） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅について、令和 5 年 12 月 31 日までに耐震改修工事含む一定の増改築等をした場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(上限 250 万円)の 10%等を、下記 (ア)、(イ) の合計額のとおり工事年分の所得税額から控除 (ア) 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額 (上限 : 250 万円) : 10%を控除 (イ) 下記①、②の合計額 (上限 : (ア) と合計で 1,000 万円) : 5%を所得税額から控除 ① (ア) の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額 ② (ア) 以外の一定の増改築等の費用に要した額 ((ア) と同額を限度) ・地方税（固定資産税） 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 1 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額 (工事完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、2 年間、1 / 2 減額) <p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税（固定資産税） 耐震改修促進法により耐震診断の義務付け対象となる建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、令和 8 年 3 月 31 日までに政府の補助（建築物耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から 2 年間、固定資産税の税額を 1 / 2 減額 (改修工事費の 2.5%を限度)
対象となる方	上記により住宅・建築物の耐震改修を行った者
問い合わせ先など	<p>【住宅について】 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-443)</p> <p>【建築物について】 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL : 03-5253-8111 (内線 39-534)</p> <p>■関連 URL ・住宅・建築物の耐震化について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html</p>